

休日の市役所窓口をご利用ください

☎ 市 市民保険課 窓口担当 ☎53-5113 保険担当 ☎53-5114 ☎53-5118
市 税務課 ☎53-5115 ☎53-5118 / 市 収納対策課 ☎53-5116 ☎53-5118

転出、転入、転居などの住民異動の手続きが多くなる3月・4月は、休日に窓口業務のほか、市税等の納付や納税相談も同時に行っていますので、ぜひご利用ください。

実施日時・場所

3月31日(日)、4月7日(日)

受付期間:8時30分～12時

場所:本庁舎、山東支所

転勤、転職、進学等で住所が変わる人へ 住所変更の届け出は14日以内に市役所へ

転出届

米原市から他の市区町村へ
引っ越しする人



転入届

他の市区町村から米原
市へ引っ越しした人



転居届

米原市内で住所を移転
した人



手続きに
必要なものは
市公式ウェブサイトに
掲載しています。

業務内容

- 住民異動届(転出、転入、転居等)、印鑑登録申請の受付
転入届を行う際は、事前に前住所の自治体で転出届を行ってください。また、マイナンバーカードや住基カードをお持ちの方は、転入届の際に必ず持参してください。
- 各種証明書の発行
住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍(除籍)証明書、所得証明書、課税証明書など。
- マイナンバーカードの申請、交付、更新、暗証番号の再設定
- 国民健康保険、後期高齢者医療保険、福祉医療、国民年金に関する手続き
- 米原市ナンバーの廃車
- 納付書の再発行、税金等の納付
※上下水道料金は除く。
- 納税相談(本庁舎のみ) 等

平日と異なりお取り扱いできない業務もございますので、
詳しくは担当課までお問い合わせください。

転出届はマイナポータルからも可能に!

マイナンバーカードを所有している人は、マイナポータルからオンラインで転出届ができます。

詳しくは右記QRコードをご覧ください。

※マイナポータルを通じて転出届をした後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届の手続きが必要です。



就職や退職等をしたら、14日以内に国民健康保険の届け出をしましょう

☎ 市 市民保険課 ☎53-5114 ☎53-5118

社会保険の加入者が退職などにより国民健康保険に加入する場合や、国民健康保険の加入者が就職などにより脱退する場合は、14日以内に市への届け出が必要です。どの健康保険にも加入しない無保険期間や、二重加入の期間をつくらなため、速やかに加入・脱退の届け出をしてください。

手続き先

市民保険課、山東支所、各市民自治センター、各行政サービスセンター

加入

退職した時
など

届け出に必要なもの

- ・社会保険を脱退したことがわかるもの
(退職証明書・資格喪失証明書など)
- ・来庁者の本人確認書類

届け出が遅れると、加入月までさかのぼって国民健康保険税が課税されるため、1回あたりの支払額が高額になる場合があります。

また、届け出までの期間にかかった医療費は全額自己負担となります。

注意

脱退

就職した時
など

届け出に必要なもの

- ・社会保険等の被保険者証
- ・国民健康保険証

届け出が遅れると、脱退の届け出があるまで国民健康保険税が課税され続けます。

また、社会保険加入後に国民健康保険証で医療機関を受診した場合、医療費の一部は市へ返還していただきます。

注意

中学生部活動用具等購入補助金を交付します 岡市 教育総務課 ☎53-5151 ㊟53-5129

子ども自身が選択した部活動(民間のクラブチームを含む)に勤しむことができるよう、部活動にかかる用具等の購入を支援するため、補助金を交付します。

対象者 次の要件全てに該当する人

- ・市内在住の中学1年生の保護者、中学生の子どもがいる就学援助の受給者、特別支援教育就学奨励費の受給者のいずれか
- ・市税等および学校給食費の滞納が無い人
- ・生活保護を受けていない人

交付金額

対象生徒1人につき**1万5千円/年**(補助率1/2)

※就学援助受給者は対象生徒1人につき3万円/年(実費)

受付場所

市内各中学校、
教育総務課(市外中学校へ進学の人のみ)

申請書配布場所

市内各中学校、教育総務課、山東支所、各市民自治センター、
各行政サービスセンター

※市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

受付締切
3月15日(金)



米原市まちなか住まい供給事業奨励制度(案)に対する 市民意見(パブリックコメント)を募集します 岡市 都市計画課 ☎53-5144 ㊟53-5138

市では、市街地の定住人口の増加を図り、賑わいや活力にあふれる市街地づくりを進めるため、駅前や駅近等のまちなかにおいて良質で多様な住まい(住宅または住宅地)を供給する事業者に対する奨励制度を新たに設けます。制度案に対し、皆さんの意見を募集します。

閲覧場所 都市計画課、山東支所、各市民自治センター、各行政サービスセンター、
本庁舎・市立図書館の市政情報プラザ、市公式ウェブサイト

応募方法 2月29日(木)から3月29日(金)の期間中に閲覧場所にある指定用紙を記入の上、
都市計画課へ持参、郵送、ファクスまたはメールで提出してください。



問い合わせ・
提出先 〒521-8501 米原市米原 1016
市 都市計画課 ☎53-5144 ㊟53-5138 ✉toshi@city.maibara.lg.jp

3月1日から戸籍証明書等の請求や戸籍の届け出が便利になります 岡市 市民保険課 ☎53-5113 ㊟53-5118

本籍地以外でも戸籍証明書等の請求ができます

3月1日から、本籍地以外の市区町村の窓口でも戸籍全部事項証明書等(コンピュータ化した戸籍謄本および除籍謄本)の請求ができるようになります。これにより、米原市に本籍がない人でも、米原市の窓口で請求することができます。ただし、請求できる人や請求できる証明書の種類には制限がありますのでご注意ください。

請求できる人

本人およびその配偶者、直系尊属(父母、祖父母等)、
直系卑属(子、孫等)の戸籍を請求する人

※きょうだいや配偶者の父母等の戸籍は請求できません。

※請求できる人が直接窓口にお越しください。委任状による代理人請求
は、これまでどおり本籍地のみでの発行となります。

必要なもの

マイナンバーカードや運転免許証、パスポート等の
顔写真付きの本人確認書類

受付場所 市民保険課、山東支所、各市民自治センター

請求できる証明書

戸籍全部事項証明書 … 1通450円

除籍全部事項証明書(除籍謄本) … 1通750円

改製原戸籍謄本 … 1通750円

※戸籍個人事項証明書や戸籍の附票の写し等上記以外の戸籍証明書
は、これまでどおり本籍地のみでの発行となります。

相続などの手続きのため、複数の戸籍を請求される
場合は、ご用意できるまでにお時間がかかります。
お時間に余裕をもってご来庁ください。

戸籍届出時における戸籍の添付が不要になります

3月1日から、婚姻届や養子縁組届などを本籍地でない市区町村に届け出する場合でも、戸籍の添付が原則不要になります。

戸籍の添付が不要になる戸籍届出 婚姻届、離婚届、養子縁組届、養子離縁届、転籍届など

シャトルきっぷが発売終了となり新たに「EX早特1」が発売されます

●シャトルきっぷについて

JR東海テレフォンセンター：☎050-3772-3910(ガイダンス2) 6時～24時(年中無休)

●「エクスプレス予約」、「スマートEX」について

JR東海エクスプレス予約入会ご案内デスク：☎0120-554-244 9時～17時(年中無休)

●地域公共交通について

市 自治環境課 ☎53-5111 ㊟53-5138

醒ヶ井駅、近江長岡駅および柏原駅で購入できる、京都駅や新大阪駅までの新幹線自由席往復利用の「シャトルきっぷ」が、本年3月15日で発売終了となります。

そして新たに東海道・山陽・九州新幹線のネット予約サービス「エクスプレス予約」および「スマートEX」で予約可能な「EX早特1」が発売となります。

3月16日から利用でき、購入には**年会費無料**で気軽に始められる「スマートEX」がおすすめです。(スマートEXをご利用いただくには、クレジットカードの登録が必要です。)



- 新商品名称** EX早特1
- 購入方法** 「エクスプレス予約」、「スマートEX」
※駅窓口での購入はできません。
- 発売期間** 3月10日から通年
※乗車日の6日前から前日までです。
- 利用期間** 3月16日から通年
※繁忙期(年末年始、GW、お盆)には設定除外日があります。
- 発売額等** おとな1人(片道)あたり

- 商品概要**
- 乗車券および特急券の効力が一体となった新幹線専用商品
- 発売数限定、「普通車自由席」タイプのみ
- 交通系ICカード(TOICA、ICOCA等)を登録すれば、1枚で在来線への乗り換えも可能
- エクスプレス予約会員はEX予約専用ICカードまたは交通系ICカード、スマートEX会員は交通系ICカードを利用して、チケットレスで乗車可能
- ※在来線利用時には、別に在来線区間の運賃を交通系ICカードの残額から引き去りとなるため、あらかじめチャージが必要です。
- ※複数人(最大6人)で予約された場合は、お連れの人もそれぞれの交通系ICカードを利用してチケットレスで乗車可能です。

設定区間	発売額(普通車自由席)
米原駅～京都駅	1,720円
米原駅～新大阪駅	2,520円



EXサービスに関して詳しくはこちら

エクスプレス予約のウェブサイト



スマートEXのウェブサイト



薪ストーブ等は適切な使用をお願いします

市 自治環境課 ☎53-5112 ㊟53-5138

薪ストーブ等を使用する際は、快適な環境づくりと良好な近隣関係にご配慮をお願いします。

●しっかり乾燥させた薪を使用する

湿った薪は不完全燃焼を起こしやすく、煙やにおいが出やすくなります。

十分に乾燥した薪を使用するか、専用のチップ等の煙が出にくいものを使用しましょう。

●定期的に清掃や点検をする

煙道火災予防のためにも、専門家による定期的な点検や清掃を行いましょう。

●家庭ごみを燃やさないようにする

廃材や食べ物カスなどの家庭ごみを燃やすことは、法律で禁止されています。

また、悪臭や有害成分が発生するおそれがありますので、家庭ごみは燃やさないでください。

スマートフォンアプリ「マチイロ」で広報まいばらが読めます

市 広報秘書課 ☎53-5163 ㊟53-5149

スマートフォンやタブレットで全国の自治体の広報誌が読めるアプリ「マチイロ」で、広報まいばらを読むことができます。

※アプリの利用は無料ですが、情報の受信には通信料がかかります。

※アプリ閲覧中に広告が表示されますが、その内容に米原市は責任を負いません。

ダウンロードはこちらから▶



プッシュ通知で行政情報をお届け!

- 1 役立つ行政情報を見逃さない!
- 2 自分に合わせた情報が届く!
- 3 他の自治体の広報紙も読める!

軽自動車税(種別割)の減免申請の締め切りは5月31日(金)です

☎ 市 税務課 ☎53-5115 ☎ 53-5118

障がいのある人のために使用される車両は、申請により一定要件のもとで軽自動車税(種別割)が減免されます。減免を受けるには、5月31日(金)までに税務課、山東支所、各市民自治センターへ申請をしてください。

対象者

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受け、一定の要件に該当する人(令和6年4月1日時点)

※公的機関、地縁団体等が所有する車両も減免になることがあります。詳しくは税務課までお問い合わせください。

対象車両

- 障がい者(身体・知的・精神)本人が所有する軽自動車、原動機付自転車、二輪の小型自動車
- 障がい者(知的・精神)または18歳未満の障がい者(身体)の通院、通学、通所、通勤(生業)のために利用する軽自動車、原動機付自転車、二輪の小型自動車

申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか
- ②印鑑
- ③運転者の運転免許証
- ④車検証
- ⑤軽自動車税減免申請書
- ⑥個人番号(通知)カード

※運転者が生計同一者の場合は①～⑥に加え、生計同一証明願、軽自動車税の減免申請についての確認書が必要です。

申請期限

5月31日(金)

詳しくは市公式ウェブサイトをご覧ください。



注意

- ※要件を満たした車両のみが対象です。
- ※減免を受けられるのは、一人一台です。普通自動車で減免を受けている場合は対象外です。
- ※前年度減免を受けている人も申請は毎年必要です。
- ※生計同一証明書の発行には時間を要しますので、早めの申請をお願いします。



バイクや農耕作業車、軽自動車の名義変更・廃車手続きは3月中に

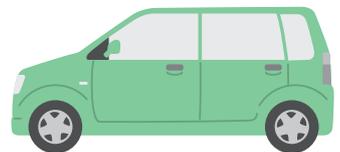
☎ 市 税務課 ☎53-5115 ☎ 53-5118

軽自動車税は、毎年4月1日に原動機付自転車や小型特殊自動車(コンバイン、フォークリフト等)、四輪の軽自動車等を所有している人に課税されます。

“他人へ譲った”“故障などで破棄した”“盗難に遭った”場合などには、3月中に名義変更や廃車手続きをしていないと、軽自動車税がかかりますので、必ず手続きをしてください。

※亡くなった人が所有していた車両がある場合は、現在の所有者へ名義変更の手続きが必要です。

※小型特殊自動車の耕運機は、乗用装置または被けん引車(荷台)がない場合、登録は不要です。



転入や転出をする人へ 軽自動車の手続きもお忘れなく

●米原市ナンバーの車両

市役所で登録・廃車の手続きをしてください。

●滋賀ナンバーの車両

軽自動車検査協会または運輸支局で住所変更の手続きをしてください。

※公道を走行しない場合もナンバー登録は必要です。

申請窓口 車両によって窓口が違います。必要書類等は、各窓口へお問い合わせください。

原動機付自転車・小型特殊自動車(米原市・旧町ナンバーの車両)

▶税務課(☎53-5115)または山東支所、各市民自治センターへ

125ccを超える二輪車

▶滋賀運輸支局(☎050-5540-2064)へ

軽自動車(軽三・四輪)

▶軽自動車検査協会(☎050-3816-1843)へ



知って得する 公共交通をご利用ください 岡市 自治環境課 ☎53-5111 ㊟ 53-5138

市内を運行する「路線バス」と「乗合タクシー」をぜひ、お得にご利用ください。

路線バスの特徴

湖国バス長浜営業所 ☎0749-62-3201

- ・全6路線を運行(うち2路線は長浜市までの路線)
- ・予約不要で、大人数でも乗車可能
- ・乗合タクシーより割安で、特に長浜市への移動におすすめです。
- ・65歳以上の人は、湖国バスが1乗車100円で利用できる定期券“小判手形”がお得です。

乗合タクシーの特徴

まいちゃん号予約専用 ☎52-8200

- ・「まいちゃん号」は、完全予約制の乗合タクシー
- ・6時～19時台の毎時0分と30分に、予約があった時だけ運行
- ・1時間前までに予約が必要
- ・米原・近江地域内、あるいは山東・伊吹地域内の移動は800円/人
※市民等割引制度があります。



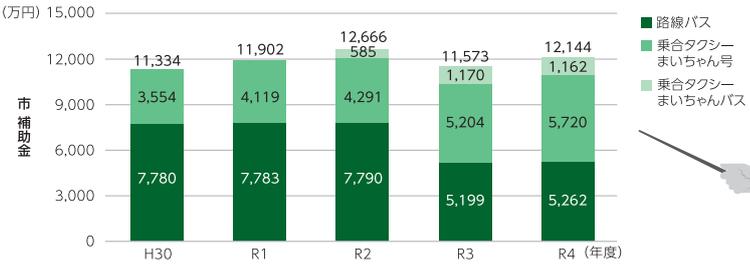
お得 市民の皆さん・市内に通勤通学する人へ
市民等割引パスポートを取得して、車内で提示すると利用料金が割引されます。

お得 誰かと一緒に乗る人へ
のりあい利用で半額になります。
2人以上での利用予約と利用時に“のりあい利用”であることを伝え、市民等割引パスポートを提示すると割引されます。

お得 市外に行きたい人へ
タクシー利用助成券を活用ください。
対象 75歳以上の人・障がい者など
内容 8,000円分の助成で、交付は年度に1回のみ
タクシー料金(近江タクシーのみ)の支払いに使用可能
※まいちゃん号の支払いには使用できません。

一般タクシー連携利用なら、市外の病院等へ乗り換え不要で移動できます。

公共交通の現状



利用者の運賃収入だけでは採算が取れないため、実際の運行費用との差額は市や県が負担している状況です。

※路線バスの補助金額は前年10月から当年9月までの費用を基に算出

米原市地域公共交通計画(案)の市民意見(パブリックコメント)を募集します 岡市 自治環境課 ☎53-5111 ㊟ 53-5138

米原市の地域公共交通の今後の方針を示した本計画案について、意見を募集します。

閲覧場所 自治環境課、山東支所、各市民自治センター、各行政サービスセンター、本庁舎・市立図書館の市政情報プラザ、市公式ウェブサイト

応募方法 3月26日(火)までに閲覧場所にある指定用紙に記入の上、自治環境課へ持参、郵送(26日必着)、ファクスまたはメールで提出してください。
※提出は、山東支所、各市民自治センター、各行政サービスセンターでも受け付けています。

問い合わせ・提出先
〒521-8501 米原市米原1016
市 自治環境課 ☎53-5111 ㊟ 53-5138
✉ jichi@city.maibara.lg.jp

高齢者・障がい者への虐待を防ぎましょう

☎ 市 社会福祉課 ☎53-5123 ☎ 53-5119
市 福祉政策課 ☎53-5121 ☎ 53-5119

介護者の介護疲れや介護の困難さから生じる高齢者や障がい者への虐待は、本人や介護者の様子の変化に気づくことで未然に防止することができます。

以下のような様子がうかがえる場合には、相談窓口まで迷わずご相談下さい。

高齢者や障がい者の様子

- ・「怒られる」「殴られる」等と言う
- ・怯えたり、怖がったりする
- ・同じ服や汚れたままの服を着ている
- ・以前よりも怒りっぽくなった等

介護者の様子

- ・介護疲れや病気でつらそうな様子がある
- ・周囲の人の関わりを必要以上に拒む
- ・怒鳴っている声や、叩く音など気になる音が聞こえる
- ・介護や医療が必要な高齢者・障がい者を放置している等

高齢者虐待の相談窓口

- 米原近江地域包括支援センター(ふくしあ内)
☎51-9014 ☎51-9028
- 山東伊吹地域包括支援センター(山東支所内)
☎55-8100 ☎55-8130
- 市 基幹包括支援センター(福祉政策課内)
☎53-5120 ☎53-5119

障がい者虐待の相談窓口

- 市 障がい者虐待防止センター(社会福祉課内)
☎53-5123 ☎53-5119

相談者のプライバシーは法律により守られます。

筑波大学介護予防研究室との共同事業 LINEで介護予防情報が受け取れます

☎ 市 福祉政策課 ☎53-5121 ☎ 53-5128

LINEで友達登録を行うと介護予防の正しい知識や健康動画が週1回届きます。定期的に介護予防情報を受け取ることによって、健康への意識が高まり介護予防への効果が期待できます。質問やコメントもできますので、介護予防に興味のある人はこの機会にぜひ登録をしてください。

無料



登録方法

- 1 LINEアプリのホーム画面から
- 2 アイコンをタップしてQRコードを読み込む(もしくは @546cejhx でID検索)
- 3 下のリストが表示されたら + をタップして登録完了!



筑波大学介護予防研究室



新型コロナワクチン接種について

☎ 市 健康づくり課(新型コロナワクチン接種担当) ☎53-5126 ☎53-5138

市公式ウェブサイトはこちら▶



新型コロナワクチン特例臨時接種は令和6年3月31日で終了します

新型コロナワクチンの無料(全額公費)による接種は、「初回接種」、「令和5年秋開始接種」とともに令和6年3月31日で終了します。接種を希望する人は、早めの接種をご検討ください。

※「令和5年秋開始接種」は、実施期間中(令和5年9月20日～令和6年3月31日)に1人1回までです。

令和6年度以降は「特例臨時接種」から「定期接種」に変わります

- ・高齢者を対象に実施している季節性インフルエンザと同様の「B類疾病の定期接種」となります。
- ・現時点での情報は次のとおりです。国から新たな情報が示され次第、お知らせします。

対象者	・65歳以上の人 ・60歳から64歳までの人で、心臓、腎臓、呼吸器の機能の障がいや身体障害者手帳1級程度の人およびヒト免疫不全で同程度の状態にある人
費用	原則 有料(金額は未定です。)
接種回数および時期	年に1回、秋冬に実施
使用するワクチン	流行の主流であるウイルスの状況やワクチンの有効性等を踏まえ、国において検討

※対象者以外の方は、「任意接種」として全額自費で接種できます。